

令和7年度シンガポール市場販路開拓支援業務委託業者選定に係る企画提案競技実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、市が令和7年度シンガポール市場販路開拓支援業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務委託概要

- (1) 業務名 令和7年度シンガポール市場販路開拓支援業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月13日まで
- (3) 業務内容 別紙1「令和7年度シンガポール市場販路開拓支援業務委託基本仕様書」のとおり
- (4) 見積限度額 5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 契約約款 八代市標準業務委託契約約款のとおり
- (6) 契約保証金 免除する

3. スケジュール

内 容	日 程
質問書の受付期限	令和7年4月21日（月）12時必着
質問書への回答	令和7年4月23日（水）17時までに回答
参加申込書の受付期限	令和7年4月28日（月）17時必着
企画提案書・見積書の提出期限	令和7年5月7日（水）17時必着
プレゼンテーション実施日	令和7年5月16日（金）予定
受託候補者の公表、結果通知	速やかに実施
契約協議及び契約締結	速やかに実施

4. 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しないもの。
- (2) 令和6・7年度八代市競争入札参加資格者名簿に登載されているものは、八代市から入札参加資格者指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱（平成20年八代市告示第103号）第3条の規定に該当しないもの。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

(7) 国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。

5. 質問受付方法等

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式第5号）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年4月21日（月） 12時必着
- (2) 提出方法 質問書を八代市フードバレー推進課宛てにメールにて提出すること。
- (3) アドレス food@city.yatsushiro.lg.jp
※電話で到着確認をすること。（TEL:0965-33-8780）
- (4) 回答方法 期日：令和7年4月23日（水）17時までに回答
方法：ホームページ上で公開する。

6. 参加申込書の提出

(1) 提出書類

【原本1部提出】

- ① 参加申請書 (様式第1号)
- ② 届出書 (別紙2)

【各11部提出】

- ③ 業務・活動実績調書 (様式第2号)
- ④ 業務実施体制調書 (様式第3号)
- ⑤ 業務実施体制図 (任意様式)
- ⑥ 配置予定調書 (様式第4号)

提案者が八代市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合

【写し1部提出】

- ⑦ 提案日から3ヶ月以内に発行された商業登記簿謄本又は身分証明書及び印鑑証明書
 - ⑧ 直近の財務諸表等
 - ⑨ 国税、県税及び市町村税を滞納していないことがわかる証明書等
- (2) 提出期限 令和7年4月28日（月） 17時必着
- (3) 提出方法 持参（平日の8時30分から17時まで）又は郵送
※郵送の場合は、配達証明を使用し、提出期限までに必着であること。
- (4) 提出先 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 4階
八代市農林水産部 フードバレー推進課

7. 企画提案書・見積書の提出

(1) 提出書類

【計11部提出】※ 1部は社名を記載したもの、10部は社名を伏せたものを準備すること。

- ① 企画提案書（任意様式）
 - ・提案1 小売店でのフェアの開催
 - ・提案2 飲食店でのフェアの開催

- ・提案3 プロモーションの実施
- ・提案4 事業計画及びスケジュール
- ・提案5 追加提案
- ・提案6 代替案

※提案1～6については必須事項とし、別紙1「令和7年度シンガポール市場販路開拓支援業務委託仕様書」に準ずること。

② 見積書（任意様式）

- ・見積りの限度額内での提案を行うこと。
- ・金額については、消費税を除いた価格、税込み価格（総額）をともに記載すること。

(2) 書類作成に当たっての留意事項

- ① 提出する書類の規格はA4版片とじ・片面とし、縦、横は問わない。
- ② 提出する提案書は、1提案者1案とし、提案趣旨や記載内容の理由・背景などを明確に示すこと。
- ③ 提出を求められていない資料を添付するなど過大なものとならないように留意すること。

(3) 提出期限 令和7年5月7日（水） 17時必着

(4) 提出方法 持参（平日の8時30分から17時まで）又は郵送

※郵送の場合は、配達証明を使用し、提出期限までに必着であること。

(5) 提出先 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 4階

八代市農林水産部 フードバレー推進課

8. 契約候補者の選定等

市職員等で構成する選定委員会を設置し、各提案について審査を行う。

(1) 審査実施日：令和7年5月16日（金）（予定）

※詳細については別途連絡する。

① 発表時間：35分程度

（20分以内のプレゼンテーションの後、選定委員による15分以内の質疑とする。）

② プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる管理責任者を含め2名以内とする。

（プレゼンテーションに係る作業員が更に必要な場合は若干名の同席を認める。）

(2) 審査項目

審査項目	全体に占める割合
1 業務・活動実績	5/100
2 業務実施体制	10/100
3 管理責任者	5/100
4 企画提案書に対する評価	80/100

(3) 審査方法

① 審査方法は、審査項目毎の評価点数の合計点数にて競う方式により行う。

② 審査項目毎の評価基準については別紙3のとおりとする。

③ 審査項目1～3については事務局が評価点数を算出し、審査項目4については選定委員会が評価

点数を算出する。

(4) 契約候補者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い提案者（以下、「最高得点提案者」という）を契約候補者として選定する。ただし、最高得点提案者が複数ある場合は、選定委員会の議決により選定する。

なお、総合点数の平均の割合が、60/100に満たない場合には、契約候補者を改めて選定する。

9. 審査結果の通知

審査結果は文書にて通知する。なお、審査結果については、異議の申し立ては受け付けない。

10. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。

11. その他留意事項

- (1) 提出書類の作成経費等の本件の参加にかかる必要経費等は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の書類の差し替え及び修正は認めない。また、業務実施体制調書に記載した配置予定の管理責任者や担当者の変更は、原則として認めない。ただし、死亡、病休、退職等のやむを得ない理由がある場合は、同等以上の職位・経験保有者であると認めた者に限り、変更することができる。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、本件への参加を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された書類は返却しない。（本市において書類は適正に処理し、2次使用は行わない）。
- (5) 市が必要と認めたときには、追加資料の提出を依頼することがある。

12. 問い合わせ先

八代市農林水産部 フードバレー推進課（担当：平野）

〒866-8601 熊本県八代市松江城町1番25号

TEL：0965-33-8780（課直通） アドレス：food@city.yatsushiro.lg.jp